◎石綿による健康被害の救済に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二○年六月一八日法律第七七号)(衆)

一、**提案理由**(平成二〇年六月五日・衆議院本会議)

て、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。○小島敏男君 ただいま議題となりました法律案につきまし

で、その主な内容は、次のとおりであります。る救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもの本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対す

第一に、被認定者について、医療費及び療養手当を、原則と

して、療養開始日にさかのぼって支給するものとしておりま

整金として支給するものとしております。ときは、その死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調す。なお、医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たない

を支給するものとしております。後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料

しております。
まって消滅したものに対し、特別遺族給付金を支給するものとあって、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効にあって、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効に

延長するものとしております。

第四に、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を

の公表並びに本制度の周知を徹底するものとしております。第五に、国は、石綿を使用していた事業所の調査やその結果

た後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決し本案は、去る三日環境委員会において、内閣の意見を聴取し

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

たものであります。

い申し上げます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願

二、参議院環境委員長報告(平成二○年六月一一日)

で、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げて、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げの出山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまし

て、その内容は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまし

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

するものであります。 するものであります。 するものであります。 は対する教済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡に対する教済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡に対する教済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡

以上、御報告申し上げます。原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。